

令和7年神審第43号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年9月7日17時00分

京都府沖葛島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 6.1トン

登 録 長 12.60メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 356キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、最大とう載人員が旅客１２人及び船員１人のFRP製遊漁船で、操舵室を船体中央付近に配し、同室中央にレーダー、魚群探知機兼用のGPSプロッター、同室中央やや右側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦レバー等を装備していた。

(2) 沖葛島及び同島周辺の状況

沖葛島は、若狭湾西部に位置し、同島東方沖合約２００メートルに、高さ０．４メートルの水上岩が存在して、海図W１１６６には、その周囲約２０メートルの範囲を囲んだ危険界線により、航行上安全でない区域として示されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）これまでに５回程度沖葛島付近で釣り客に遊漁を行わせており、同島東方沖合の危険界線を魚群探知機兼用のGPSプロッターで確認していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が１人で乗り組み、釣り客１０人を乗せ、遊漁の目的で、船首０．５メートル船尾１．３メートルの喫水をもって、令和７年９月７日１５時００分京都府舞鶴港第１区の係留地を発し、沖葛島南方沖合の釣り場で遊漁を行ったのち、同島北東方沖合の釣り場に移動し、潮上りを繰り返して遊漁を行った。

a 受審人は、船首を１８０度（真方位、以下同じ。）に向け、機関を中立運転として漂泊中、潮上りをすることとし、魚群探知機兼用のGPSプロッターに魚群探知機とGPSプロッターの画面を表示させ、１６時５９分半僅か過ぎ小橋港沖第２防波堤灯台（以下「小橋港灯台」という。）から３４７度１．０８海里の地点で、釣

り場を発進し、直ちに6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって緩やかに左転した。

左転したとき、a 受審人は、沖葛島東方沖合に存在する高さ0.4メートルの水上岩の周囲を危険界線で囲まれた浅所（以下「沖葛島浅所」という。）まで80メートルとなり、その後沖葛島浅所に向かって接近する状況となったが、魚群探知機で水深を確認することに気をとられ、GPSプロッターの表示で沖葛島浅所との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、沖葛島浅所に向かって緩やかに左転を続け、17時00分小橋港灯台から348度1.04海里の地点において、Aは、船首が110度を向いたとき、原速力のまま、沖葛島浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船首船底外板に破口を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、沖葛島東方沖合において、潮上りのため釣り場を発進する際、船位の確認が不十分で、沖葛島浅所に向かって左転を続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、沖葛島東方沖合において、潮上りのため釣り場を発進する場合、沖葛島浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターの表示で沖葛島浅所との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機で水深を確認することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失

により、沖葛島浅所に向かって接近する状況に気付かないまま左転を続けて乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 3 日

神戸地方海難審判所

審判官 川 西 篤 史